

四国中央市第 4 次地域福祉計画策定に係るアンケート調査分析業務仕様書

1. 業務名

四国中央市第 4 次地域福祉計画策定に係るアンケート調査分析業務

2. 委託業務の目的

社会福祉法第 107 条の規定に基づく、四国中央市第 4 次地域福祉計画を策定するにあたり、現行の第 3 次四国中央市地域福祉計画の検証及び地域住民の抱える生活上の課題と必要となるサービスの内容や満足度など、現状を把握するための調査を実施し、今後の市内の地域福祉に必要なニーズ等の整理、分析を行い、計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

また、本仕様書は委託候補者特定後、候補者の企画提案内容に応じて内容を変更する。

3. 委託業務の内容

ア アンケート調査のための打合せ、スケジュール作成及び進捗管理

イ 調査方針の設定

改正社会福祉法や地域福祉計画策定ガイドライン等に基づく調査内容及び調査結果の分析に関する方針の設定

ウ 調査票の作成

地域福祉の動向と第 3 次地域福祉計画策定時に実施したアンケートの評価を踏まえ、本市にあった調査票の作成

①調査対象及び件数

対象	件数
16 歳以上の市民	1,300 件程度
福祉関係団体・事業所	80 件程度

②調査項目・設問の検討、設計、提案

第 3 次地域福祉計画の評価が計画に反映されるよう、調査項目、設問内容及び設問数について、甲乙協議、検討のうえ、設計及び提案を行う。

エ 調査票の印刷、発送準備

確定した調査票等を印刷、封入、封緘し、宛名シールを貼付する。

また、配布・回収方法は、市民対象は、郵送配布、郵送回収及びインターネット回収、福祉関係団体・事業所は、インターネットにて配布回収を行う。(回収率は 60% 程度を想定)

発送対象者については、発注者にて抽出し、宛名シールを作成する。

オ 実施

調査票の発送・回収の支援

カ 集計・分析

各設問の単純集計、地域別・属性別集計、時系列調査項目の集計、設問間のクロス集計・要因分析など

キ 現状の分析と課題の整理

調査結果及び現行の計画等の取組への評価等を整理して、地域福祉に関わる現状を分析し、その内容に基づき本市の課題を抽出・整理すること。

ク アンケート調査の実施時期 令和7年10月頃（予定）

ケ 会議等の運営支援

審議会の開催（1回）にあたり、資料作成、必要な助言、会議の運営支援を行う。
なお、当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに討議結果をその後の作業に反映させること。

コ その他アンケート調査に必要な事項に係る支援

サ 市民等の意見の反映に係る措置の提案・資料作成支援（ワークショップ等）

シ アンケート調査にかかる費用負担及び役割分担

項目	四国中央市	事業者
調査票の印刷		○
発送用・返信用封筒の印刷		○
宛名シール作成	○	
宛名シール貼り		○
調査票の封入・封緘		○
発送、返送にかかる郵送料		○
調査票の回収		○
データ入力		○
データ分析等		○

※○印は、費用を負担する主体を表す。

ス アンケート調査結果報告書の作成

4. 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の履行にあたり、社会福祉法等関係法令並びに四国中央市の条例、規則等を遵守しなければならない。

5. 秘密の保持及び中立性

受注者は、本業務遂行上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。
また、コンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

6. 議事録

受注者は、打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、経過を明確にした上で発注者に提出することとする。

7. 資料の貸与

本業務の実施にあたり必要となる関係資料等については、必要に応じて発注者より受注者に貸与するものとし、受注者は、業務完了とともにこれを速やかに返納するものとする。

8. 提出書類

受注者は、本事業の着手及び完了にあたり、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 主任技術者届
- (4) 業務完了届
- (5) その他、発注者が指示するもの

9. 主任技術者（担当技術者）

- (1) 受注者は、主任技術者及び技術者をもって業務を行うとともに、高度な技術及び知識を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の円滑な推進を図るため、業務を推進する上で必要な経験と能力を有する十分な数の技術者を配置しなければならない。

10. 再委託

本業務の実施にあたり、他の業者に再委託することを原則として禁止する。よって、受注者は、受託業務の全部及び大部分を一括して第三者に委託し、請け負わせてはならない。
なお、受託業務の一部について再委託が必要な場合は、四国中央市と協議のうえ、事前に書面により四国中央市の承諾を得ること。

1 1. 成果品

(1) 成果品の内容

- (ア) 四国中央市第4次地域福祉計画アンケート調査分析報告書
- (イ) 四国中央市第4次地域福祉計画アンケート調査分析報告書概要版
- (ウ) 報告書等はA4版とし、MS-W o r d及びMS-E x c e lで作成すること。
- (エ) アンケート調査に係る関係資料、(ア)及び(イ)に関する電子データ一式を再編集可能なファイル形式で、印刷用のPDFデータとともにCD-R等の電子媒体で提出すること。

(2) 成果品の提出

受注者は、業務が完了した時は速やかに前項の成果品及び完了届を市に提出し、検査を受けなければならない。提出した成果品に不備等があった場合は、市の指示に従い、速やかに訂正し再提出しなければならない。

(3) 帰属

成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、四国中央市に帰属するものとする。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、四国中央市の承諾を必要とする。

1 2. その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、四国中央市と受託者が双方協議の上これを定め、業務を遂行しなければならない。